

# トークン化預金をめぐる法的論点

## ① オンチェーン金融と資産のトークン化 — 近時の動向と私法上の論点 —

三井住友銀行デジタル戦略部 弁護士

横尾 和彦

はじめに

近年、金融庁のフィンテック実証実験ハブなどの政策による後押しも背景に、ブロックチェーン等の分散型台帳技術を活用した金融取引のイノベーションが進展している。

2026年7月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2026」（いわゆる骨太方針）でも、「成長を支える資金供給の促進」の中で、「アセットオーナーの機能向上や、家計の安定的な資産形成促進、オンチェーン金融の推進を図る」と記載されるとともに、

「オンチェーン金融」について注釈で「ブロックチェーン上で、トークン化預金、ステーブルコイン等による資金決済が、商流・物流等のデータ管理ともプログラムによって連動・一体化される金融。例えば、製造業における受発注や納品に関するデータ管理、貿易実務における書類管理、金融分野における証券決済等において活用が見込まれる」と明記された。

また、同日に政府から公表された「成長投資を促進するための金融戦略—資産運用立国のアップグレード—」では、AIエージェントにより経済活動や

商取引が言語・時差に関係なく行われるエンジェンティックコマースの時代を見据え、今後金融庁が「AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム」を立ち上げ、①オンチェーン金融の社会実装の推進、②オンチェーン金融を発展させる環境整備、③新時代を支えるAI等の技術への適応の3つの観点を

含めた検討を進め、2027年初に中間整理をまとめるとされた。②では国内外のトークン化に係る取組動向を踏まえつつ、様々な資産のトークン化に関する制度のあり方について検討を行うことも記載されている。こ

のように、今後、オンチェーン金融のさらなる進展に向けた制度整備に関する議論が行われていくことが予想される。

オンチェーン金融のうち、証券等の資産取引と資金決済を連動させる仕組みの実現にあたっては、証券等を含む資産のトークン化、トークン化預金やステーブルコイン等のオンチェーンの決済手段、両者をスマートコントラクト等で連動させる仕組みが必要となる。本稿では、トークン化預金やステーブルコイン等の決済手段としての利用が想定されるものを除いた、いわゆる資産のトークン化につい

# トークン化預金をめぐる法的論点

## 2 「トークン化預金」の法的な取扱いに関する検討

岩田合同法律事務所 弁護士

柏木 健佑・金木 伸行

### 一 総論

近年、銀行等の預金取扱金融機関（以下、単に「銀行等」という）が分散型台帳技術（以下、「DLT」という）を活用して預金サービスを提供する「トークン化預金(tokenized deposits)」に関する取組みが国内外で加速している。国外では、J.P. Morgan Chase（注1）、Citigroup（注2）といったグローバル金融グループがトークン化預金のサービスを提供しており、トークン化預金の24時間365日稼働可能という技術的特性を活かし、グローバル企業のキャッシュマネジメントサービスをはじめとす

るクロスボーダー送金に活用されている。国内では、ゆうちょ銀行（注3）が取扱いに向けた検討を開始すると公表するとともに、三菱UFJフィナンシャルグループ（注4）でも、トークン化預金の検討を前提とした実証実験の開始について公表される等実装に向けた取組みが進められている。また、Citigroupについては、国内でも日本企業向けにトークン化預金による海外送金サービスの提供を開始する旨報じられている（注5）。

トークン化預金に関する規制法上の整理、法的性質および法的論点について検討し、最後に海外のトークン化預金に関する法規制の動向について紹介し、トークン化預金に関する全体像を示すことを目的とする。

二 トークン化預金の規制法上の整理および法的性質

1 「預金」に関する法規制および法的性質

(1) 規制法上の「預金」の整理

トークン化預金の法的性質について検討するに先立ち、「預金」に関する法規制および法的

性質について検討する。

「預金」については、銀行をはじめとする預金取扱金融機関の独占業務とされており、銀行法においては、「預金」の「受入れ」が「銀行業」の一つとして規定されている（同法2条2項1号）。しかしながら、銀行法上、「預金」の定義について定める規定は存在しない。また、預金保険法においても、「預金」に関して規定されているものの、銀行法と同様に定義はなく、その他規制法上、「預金」についての規定は見当たらない。

この点、預金を直接的に規定するものではないものの、出資の受入れ、預り金及び金利等の

# 2026年特別国会成立の 金融関係法の概要

2026年2月18日召集の第221回特別国会は、同年7月25日に会期が終了し、各種法律の制定、改正がなされた。金融業務に関連する法律についても、その改正等がなされたが、本誌面では、主な法律をとりあげ、その概略を報告する。なお、誌面の関係上、詳細な内容は各法律を直接参照されたい。

## 一 民法等の一部を改正する法律（成年後見および遺言の制度の見直し）

### 1 改正内容

2026年6月17日、「民法等の一部を改正する法律」（以下、「民法等改正法」という）および「民法等の一部を改正す

る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」という）が成立し、同月24日に公布された。

民法等改正法は、成年後見制度について、後見および保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすることや、遺言制度について、電子データ等で作成し、法務局において

保管する保管証書遺言を創設すること等を内容としている。

また、整備法では、民法等改正法による後見の制度の廃止に伴い、成年被後見人を対象とする規定を削除し、または特定補助人を付する旨の審判を受けた者を対象とする規定に改めること等、関係法律について所要の整備等が行われている。

民法等改正法および整備法は、次のとおり施行される。

・成年後見制度の見直しに係る改正  
公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日



河野・川村・曾我法律事務所 弁護士  
川村 英二



古澤 陽介

・遺言制度の見直しに係る改正のうち押印の任意化等  
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

・遺言制度の見直しに係る改正のうちシステムの改修を要する保管証書遺言の創設等  
公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

主な改正内容は以下のとおりである（以下、一において、単に条文を示す場合、改正民法の条文を指す）。

#### (1) 成年後見制度の改正

# 押さえておきたい 新しい公益信託の活用ポイント



## 第1回

### 公益信託とは何か——制度、仕組みの概要

あさひ法律事務所 弁護士

関根 こすも

せきね・こすも ● 2013 年弁護士登録  
(第二東京弁護士会所属)。主な取扱分  
野は、訴訟全般(民事・家事)、一般  
企業法務、一般民事・家事事件等。

2026年4月に公益信託に  
関する法律(令和6年法律第30  
号。以下、本連載では「公益信  
託法」または「法」という)が  
施行され、新しい公益信託制度  
が始まった。新しい公益信託制  
度では、受託者、信託財産、認  
可・監督、税制の各面で制度が  
大きく見直され、公益信託が、  
従来よりも身近で利用しやすい  
社会貢献の仕組みとなったとい  
える。金融機関としても、顧客  
の資産承継、地域貢献、サステ  
ナビリティ活動等を支える選択  
肢として、公益信託の基本構造  
を理解しておく意義は大きい。  
本連載では、全8回にわたっ  
て、押さえておきたい公益信託  
のポイントを解説する。第1回  
では、公益信託の制度と仕組み  
の概要を整理する(注1)。

#### 一 公益信託の意義

#### 1 公益信託とは何か

公益信託も信託の一種である  
ところ、そもそも信託とは、委  
託者が受託者に財産を移転し、  
受託者が信託目的に従って信託

財産を管理・運用・処分する一  
種の財産管理制度である。その  
中でも公益信託とは、公益信託  
法の定めるところに基づく受益  
者の定めのない信託であって、  
公益事務を行うことのみを目的  
とするものを指す(法2条1項  
1号)(注2)。

一般の信託が、家族や特定の  
誰か等の「特定の受益者」の利  
益を目的とする仕組みであるの  
に対し(注3)、公益信託は、  
財産を特定の誰かではない、社  
会全体のために役立たせる仕組  
みであり、「不特定かつ多数の  
者」の利益の増進を目的とする  
「公益活動を実施する」点に特  
色がある(図表1)。

具体的には、奨学金の支給、  
学術研究の助成、福祉の向上、  
環境保全、文化芸術の振興等へ  
の活用が想定されており、公益  
信託法別表(2条関係)で掲げ  
られている公益事務の類型は図  
表2のとおりである。

#### 2 公益信託の基本構造

##### (1) 公益信託の関係者

公益信託の基本的な関係者  
は、財産を抛出する委託者、信